

学校体育館への空調設備の整備等を早急に進めることを求める意見書

近年、気候変動の影響により夏季の気温上昇が深刻化し、全国各地で猛暑日が増加する中、学校における児童生徒の熱中症対策は喫緊の課題となっている。学校体育館は、体育の授業をはじめ、部活動や学校行事など、児童生徒の日常的な活動に使用されているが、その構造上、夏季には室温が著しく上昇しやすく、児童生徒の命と健康を守るためにも、空調設備の設置が求められている。

同時に、学校体育館の多くは、地震や台風、豪雨などの災害時に地域住民の避難所に指定されている。

本年7月28日に発生した令和8年熊本地震は、猛暑期の避難所における暑さ対策が避難者の命と健康を守る上で極めて重要であることを改めて示した。特に、高齢者、乳幼児、障害のある人、持病のある人などの要配慮者にとって、厳しい暑さの中での避難生活は大きな負担となり、健康状態の悪化や災害関連死にもつながりかねない。

こうした中、国は避難所となる公立小中学校の体育館について、空調設備の設置率を100%とする目標を、従来の2035年度から2031年度中へ4年前倒しする方針を示した。南海トラフ地震の発生が危惧される本県においても、学校体育館への空調設備の整備を早急に進めることが求められている。

一方、体育館への空調設備の整備には、設備本体だけでなく、空調効果を高めるための断熱化や電源設備の改修等に多額の費用を要する。また、設置後の電気料金、保守点検、設備更新等の負担も生じる。

こどもたちの教育環境や災害時の避難環境に、自治体の財政力による格差が生じることがあってはならない。国が掲げた2031年度中の設置率100%という目標を確実に達成するためには、地方自治体が財政的な懸念なく計画的かつ早急に整備を進められるよう、国が責任を持って十分な財政措置を講じる必要がある。

よって、国におかれては、全てのこどもたちが安全で安心して学び、災害時には地域住民が安心して避難できる環境を確保するため、次の事項を実施するよう強く求める。

- 1 避難所となる公立小中学校体育館等の空調設備について、2031年度中に設置率100%とする政府目標を確実に達成できるよう、毎年度必要な予算を確保するとともに、市町村の実質負担率の一層の引下げや補助上限額・補助単価のかさ上げを行うなど、地方自治体の財政負担をさらに軽減すること。

- 2 空調設備の効果を十分に発揮できるよう、体育館の断熱化や電源設備の改修等についても十分な財政措置を講じること。
- 3 空調設備の設置後に必要となる電気料金、保守点検及び設備更新等について、地方自治体に過度な負担が生じないように、現行の財政措置を着実に継続するとともに、財政措置のない保守点検等の維持管理経費についても支援を検討すること。
- 4 大規模災害による停電時においても避難所として必要な空調機能を確保できるよう、非常用電源等の整備について十分な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆 議 院 議 長	}	様
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
財 務 大 臣		
文 部 科 学 大 臣		
内閣府特命担当大臣（防災）		